

ともに生きる社会かながわ憲章

ともに生きる社会

かながわ憲章

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日 神奈川県



翔子



題字「ともに生きる」

書家 金澤翔子

(ともに生きる社会かながわ応援大使)

本県の取り組みや金澤翔子さんの席上揮毫の動画などは、

こちらから [ともに生きる社会かながわ](#) 検索



この憲章は神奈川県と神奈川県議会が共同して策定したものです。



神奈川県

KANAGAWA



平成28年7月26日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生しました。

このような事件が二度と繰り返されないよう、県と県議会は、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しました。

一人でも多くの皆様に、この憲章の理念にご賛同いただき「ともに生きる社会かながわ憲章」の輪を広げるべく様々な取組を行っています。

ともに生きる社会 かながわ憲章とは？



津久井やまゆり園正面に設置している鎮魂のモニュメント

「ともに生きる社会かながわ憲章」ポータルサイトはこちら



神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～

令和5年4月1日施行

「当事者目線の障がい福祉」とは、障がい者に関係する全ての人が本人の気持ちになって考え、本人の望みと願いを大事にし、そして、障がい者が自分の気持ちや考えて、必要なサポートを受けながら暮らせる社会をつくることです。



当事者目線の障害福祉推進条例についてはこちら

皆さんに取り組んでいただきたいこと

全ての人は、障がい者に対して、障がいを理由とする差別、虐待、大切にしている考え方を傷つけることをしてはいけません。

障がい者の生活しづらいことや困ったことがあるときに、周りの人が工夫をして、生活しやすくするようにしましょう。

障がい者が、社会、経済、文化などのいろいろな活動に参加できるような機会をつくりましょう。